

※申請に際しまして以下の点をご了承ください。

○申請書到着から許可書の発行まで、おおむね一週間程度かかります。

○許可条件について

書籍・雑誌への資料掲載につきましては、原則として「掲載誌を1部送付すること」「佐賀県立名護屋城博物館所蔵と記載すること」等の許可条件が付されます。その他の条件が付された場合にも遵守いただきますようお願いいたします。

○送料について

掲載にあたって使用料はいただいておりませんが、許可書およびフィルム等の送料につきましては申請者負担(実費)でお願いしています。

(1) 許可書の発行および送付のみ (画像データでの利用、再使用など)

→82円切手を同封してください。(※ 速達は362円)

(2) フィルムの借用を希望された場合

→下記からお選びください。

① 宅急便の着払い

② 郵便・・・下記の料金分の切手を同封してください。

普通便	140円
速達希望の場合	420円
簡易書留希望の場合	450円
簡易書留+速達	730円

お問い合わせは・・・

佐賀県立名護屋城博物館 学芸課

〒847-0401

佐賀県唐津市鎮西町名護屋1931-3

TEL. 0955-82-4906(学芸課直通)

FAX. 0955-82-5664

資料特別利用許可申請書

平成 年 月 日

佐賀県立名護屋城博物館長 様

住所 (法人・団体は事務所所在地)

ふりがな
氏名 (法人・団体は法人・団体名、代表者名)

印

貴館所蔵資料を下記により利用したいので、許可くださるよう申請します。

記

特別利用の資料	資料名	点数	原板使用	点数
	計		計	
利用目的				
利用区分	(1)閲覧 (2)模写 (3)模造 (4)拓本 (5)写真撮影 (6)映画・テレビ撮影 (7)写真掲載 (8)原板使用(貸出) (9)紙焼付写 (10)その他()			
利用責任者				
利用期日	平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日()			
備考				

【注】

申請に当たっては、裏面の誓約をご確認の上、□に✓を記入してください。

※佐賀県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

※この様式に記載された個人情報、名護屋城博物館の資料特別利用に係る事務処理のため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

(裏 面)

誓 約

私は、このたびの資料特別利用許可申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人ではありません。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

[参 考]

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

【記入例】

資料特別利用許可申請書

平成 27 年 4 月 1 日

佐賀県立名護屋城博物館長 様

住所 (法人・団体は事務所所在地)

佐賀県唐津市鎮西町名護屋〇〇〇〇-〇

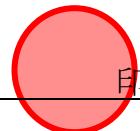
ふりがな

氏名 (法人・団体は法人・団体名、代表者名)

〇〇出版〇〇会社

代表取締役社長

なごやじょう たらう
名護屋城 太郎



貴館所蔵資料を下記により利用したいので、許可くださるよう申請します。

記

特別利用の資料	資料名	点数	原板使用	点数
	肥前名護屋城図屏風	1	ポジフィルム	1
	亀甲船復元模型	1	画像データ	1
	計	2	計	2
利用目的	〇〇社発行『〇〇〇〇』に掲載するため。			
利用区分	(1)閲覧 (2)模写 (3)模造 (4)拓本 (5)写真撮影 (6)映画・テレビ撮影 (7)写真掲載 (8)原板使用(貸出) (9)紙焼付写 (10)その他 ()			
利用責任者	編集部 文禄慶子 tel.0955-82-〇〇〇〇			
利用期日	平成 27 年 4 月 20 日(月) ~ 平成 27 年 5 月 19 日(火) ※原板の借用期間			
備考	<ul style="list-style-type: none"> 出版物やテレビ番組は企画書など内容が分かるものを同封してください。 書籍の場合は刊行(予定)年月日、頒価も明記ください。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 撮影を伴う放映は(6)と(10)に〇印を付け、(10)の()内に「テレビ放映」と記入してください。 </div>			

【注】

申請に当たっては、裏面の誓約をご確認の上、□に✓を記入してください。

※佐賀県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

※この様式に記載された個人情報、名護屋城博物館の資料特別利用に係る事務処理のため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

(裏 面)

誓 約

私は、このたびの資料特別利用許可申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人ではありません。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

[参 考]

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。